

第 5 1 号議案

財 産 の 取 得 に つ い て

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年 亀 岡 市 条 例 第 1 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 9 月 2 9 日 提 出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 名 称 及 び 数 量 | タブレット端末等 7, 6 8 3 台分 |
| 2 | 購 入 金 額 | 金 4 0 4, 0 8 5, 0 0 0 円 |
| 3 | 購 入 先 | 大阪府東大阪市長田中 3 丁目 5 番 4 4 号
株式会社ライオン事務器 大阪本店
大阪本店長 大曾根 要 |
| 4 | 購 入 方 法 | 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく随意契約 |

財産の取得について

- 1 名称及び数量 タブレット端末等 7, 683台分
- 2 購入金額 金404, 085, 000円
- 3 購入先 大阪府東大阪市長田中3丁目5番44号
株式会社ライオン事務器 大阪本店
大阪本店長 大曾根 要
- 4 購入方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約
- 5 契約概要 亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校における全児童生徒及び教職員用タブレット端末（iPad）等を7, 683台分購入する。